

●側溝の管理や雑草の処理について

Q.

旧掛倉地域の側溝の作り直しについて要望します。側溝が昔のままなので、泥がたまって悪臭がし、蚊が発生して歩きにくくその場にいれない。新道みたいにきれいに作り直してほしい。できないなら今年は泥を取ってほしい。

夜の仕事をしている家も中央町4丁目の町内会費をはらってほしい。活動費用が捻出できない。

コロナのために、春の雑草取りはなしだったが、あちこちにいっぱい生えて異様な光景になっている。決められたときに雑草取りやゴミ拾いをするのはやめたほうがいい。それぞれの家の周りは自分でやる習慣を身に着けた方がいい。借家の持ち主も。駐車場や廃屋の周りの雑草がすごい勢いで繁茂している。個人の家できれいにしても、駐車場の人が雑草を取っていないところが多い。駐車場の持ち主に雑草をとるよう市報でうったえてほしい。

草取り作業ができない高齢者の家庭や一人暮らしの家庭、身体不自由な世帯に補助金で支援をしてほしい。

(令和2年8月受付)

A.

はじめに、掛蔵地域の側溝改修または泥をとってほしいについてです。担当課が現地を確認したところ、泥の堆積は概ね1～5cmであり、側溝の通水機能に支障はないと報告がありました。市内全域を見ても同様の事案は多く現状では側溝の改修は難しいと考えています。毎年、各自治会が「新発田市大クリーン作戦」や「川をきれいにしましょう運動」に合わせて側溝清掃にご協力をいただいています。側溝清掃補助金による支援も行っていますので、まずは、自治会とよくご相談をお願いします。

次に、店舗経営者、使用者、ビルや駐車場の所有者も町内会費を払うべきについてです。町内会費は、活動内容等に応じて各自治会・町内会ごとに金額や集金方法を定めており、自治会内の運営に関するものであるため、市は関与していません。自治会総会など、住民の皆様で十分に協議されるようお願いいたします。

次に、雑草の除去についてです。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止していた文書回覧が8月から再開となりましたので、土地の適正管理について、文書にて啓発いたします。なお、広報等で具体的な草刈りの方法を周知することは、土地の大きさや形状、利用状況などによって様々な方法があることから考えておりません。

次に、土地所有者が不明な空き家や駐車場などの雑草対策についてです。市民の皆様から相談をいただいた際、該当地の土地所有者を調査し、草刈りなどの対応を依頼しています。空き家については建築課、それ以外については環境衛生課にご相談願います。

次に、高齢者の家庭などに対する、雑草取りの補助金についてです。生活支援を必要としている方もおられますが、まずは、地域の支え合いや助け合いをお願いしており、雑草取りに対する補助金を創設することは考えておりません。なお、高齢者の家庭などを支援する、有償ボランティア等の事業者が行うサービスがありますのでご利用いただきますようお願いいたします。

(令和2年9月4日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。

